

「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について

目 的

- 医療法人の経営情報を把握・分析するとともに、その分析により国民に丁寧に説明するため、新たな制度として医療法人の経営情報を収集してデータベースを構築する。これにより、以下の点に活用することが可能となる。
 - ・ 国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進
 - ・ 効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策の検討
 - ・ 経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討
 - ・ 医療従事者等の処遇の適正化に向けた検討
 - ・ 医療経済実態調査の補完
- また、医療法人の経営情報のデータベースは、医療機関の経営分析に活用することも可能となる。

対 象

- 原則、全ての医療法人 ※ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階税制）が適用されている法人は除外

求める経営情報

- 病院及び診療所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数

公 表 方 法

- 国民に対してより分かりやすく丁寧に医療の現状・実態を提示するため、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表

そ の 他

- 第三者提供制度（仮称）の整備（データベース構築後のデータ充足を見据えた施行期日）
 - ・ 利用目的は、「医療経済に対する国民の理解に資すると認められる学術研究」や「適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案」とし、有識者による審査の仕組みを前提
 - ・ 第三者提供制度（仮称）の具体は、施行期日までの間に検討（検討の観点として、①提供方法（研究目的に適った必要最小限のデータ範囲に限定する等個人及び法人の権利利益が侵害されないよう配慮）②提供先（目的に沿って適切に研究を行える者、研究倫理の保持など）
- 病床機能報告・外来機能報告と連携させるとともに、データの活用にあたっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。
- 必要な法制上の措置が前提となるが、2023年度の可能な範囲で早期に施行する。（施行後に決算期を迎える医療法人から対象）
- 施設別損益計算書を作成していない医療法人の準備などのため、提出期限の延長等の経過措置などを設ける。

(現行) 医療法第52条第1項の届出事項

- 事業報告書 ○財産目録 ○貸借対照表
- 損益計算書 **(法人全体の事業収益・費用等のみ)** ○関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 監査報告書 ○社会医療法人の役員報酬基準、保有資産目録、業務に関する書類
- その他一定規模以上医療法人・社会医療法人債発行法人関係書類 (閲覧対象外)

経営情報

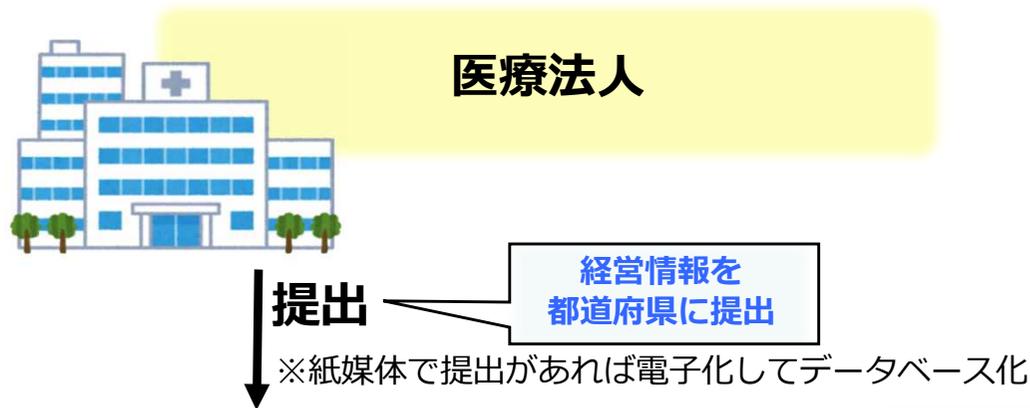
※ 赤文字は必須項目。緑文字は任意項目。青文字は病院は必須項目、診療所は任意項目。

施設別

- **医業収益** (入院診療収益、**室料差額収益**、**外来診療収益**、**その他の医業収益**)
 - ※ 入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益 (患者負担含む)」及び「公害等診療収益」を別掲。
 - ※ その他の医業収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。
 - ※ 診療所の「室料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。
- **材料費** (医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費)
- **給与費** (給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費)
- **委託費** (給食委託費)
- **設備関係費** (減価償却費、機器賃借料) ○ **研究研修費**
- **経費** (水道光熱費)
 - ※ 診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医業費用」の科目を設ける。
- **控除対象外消費税等負担額**
- **本部費配賦額**
 - ※ 診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医業費用の内数として記載。
- **医業利益 (又は医業損失)**
- **医業外収益** (受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益)、○ **医業外費用** (支払利息)
- **経常利益 (又は経常損失)**
- **臨時収益**、○ **臨時費用**
- **税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)**
- **法人税、住民税及び事業税負担額**
- **当期純利益 (又は当期純損失)**
- **職種別の給与 (給料・賞与) 及び、その人数** ※ ※病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用
 - 職種 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員 (保健師、助産師、看護師、准看護師)、その他の医療技術者等 (診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ (理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士)、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等 (管理栄養士、栄養士、調理師)、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務 (総務、人事、財務、医事等) 担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士、その他の職員)

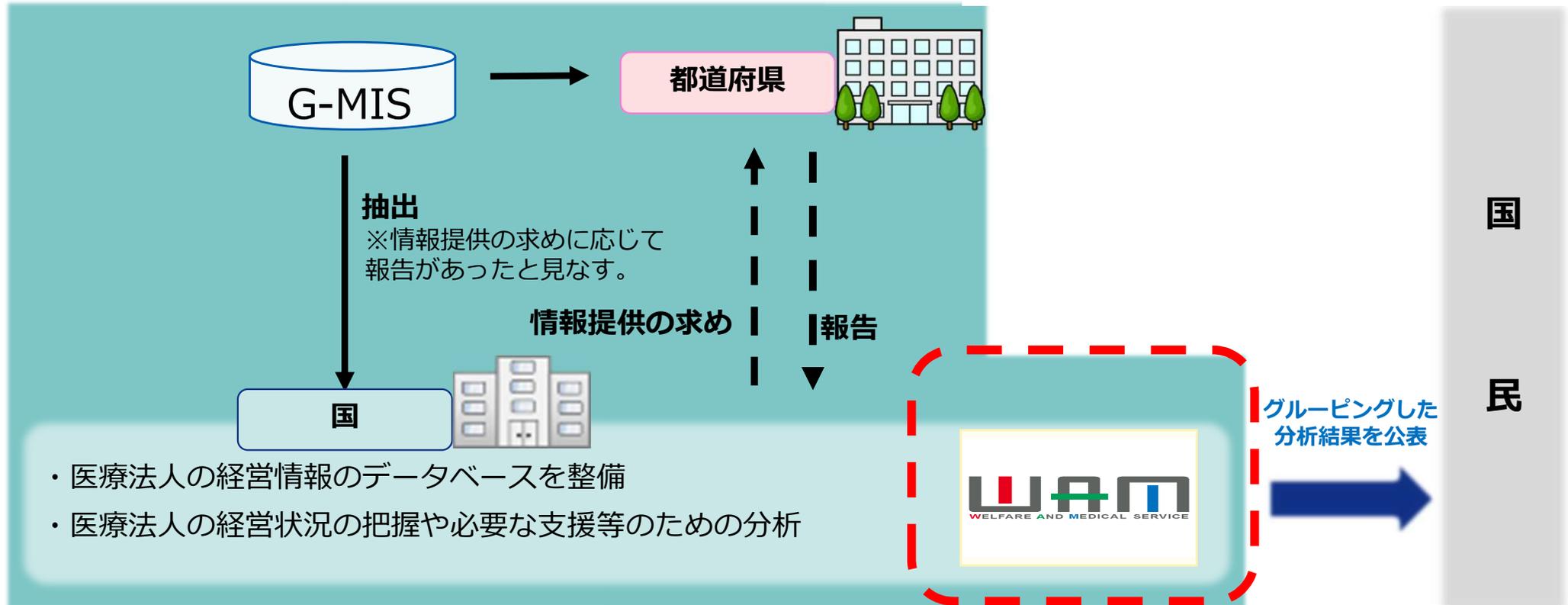
(参考) 運用のイメージ

「医療法人の経営情報のデータベース」の運用に当たって、国と独立行政法人の関係を踏まえ、独立行政法人福祉医療機構（WAM）を活用して進めることを検討中。



※ 独立行政法人福祉医療機構

- 公共上の事務等を効果的かつ効率的に行う独立行政法人。
- 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）によって、役員及び職員には秘密保持義務が課せられ、地位は公務に従事する職員とみなされ、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則が適用。
- また、社会福祉法人の現況報告書等の情報を集約し公表しており、ノウハウを有する。



- ・ 医療法人の経営情報のデータベースを整備
- ・ 医療法人の経営状況の把握や必要な支援等のための分析

(参考) これまでの動き

○ 改革工程表2020 (令和2年12月18日)

- 2023年度までにアップロードによる届出・公表を可能とする仕組みの検討とアップロードするデータベースの整備を行う。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
—	令和2年度より実施する調査研究事業の研究結果を踏まえて検討	4.4. 事業所マネジメントの改革等を推進 v. 医療法人の経営状況の透明性の確保 a. 医療法人の損益計算書等の事業報告書等について、社会福祉法人同様、アップロードによる届出・公表を可能とする仕組みを検討する。 b. 医療法人の損益計算書等の事業報告書等をアップロードするデータベースの整備を行う。 <厚生労働省>			

○ 自) 財政再建本部報告 (令和3年5月25日)

- 2021年度分以降の医療法人の事業報告書等について、社会福祉法人同様、アップロードによる届出・公表を可能とする仕組みの整備とデータベースの構築の前倒し実行
- 損益状況の施設別区分、収益の入院診療・外来診療区分、費用の主要費目区分など事業報告書等の内容の充実や「病床機能報告」等との連動のための医療機関のコード管理など事業報告書等の政策利用効果の向上の検討

○ 経済財政運営と改革の基本方針2021、デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和3年6月18日)

- 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を整備する。

○ 大臣折衝事項 (令和3年12月22日)

- 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える。アップロードによる届出は令和4年3月決算法人から開始する。

○ 改革工程表2021 (令和3年12月23日)

- 2023年度までに医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	【2020年度より実施している調査研究事業の研究結果を踏まえて、2022年度中に数値目標を示せるよう検討】	4.4. 事業所マネジメントの改革等を推進 v. 医療法人の経営状況の透明性の確保 a. 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える。 <厚生労働省>			

○ 全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理 (令和4年5月17日)

- 看護、介護、保育などの現場で働く人の処遇改善を進めるに際して事業報告書等を活用した費用の見える化などの促進策のパッケージも進めるべきである。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2022 (令和4年6月7日)

- 経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備する(※)とともに、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講ずる。

(※) その際、補助金等について事業収益と分けるなど見える化できる内容の充実も検討。

○ 公的価格評価検討委員会(第5回) (令和4年8月30日)

- 医療法人等の計算書類等について、事業種類(病院、老人保健施設、保育所など)ごとの費用における職種ごとの給与費、材料費、医薬品費、法人内における施設外に向けた支出などの区分の追加等について検討する。
- また、医療法人等の経営状況について、分析が容易になるよう、デジタル化とデータベース化に向けた取組を着実に推進する。